

平成 21 年 7 月

総務部財務課

平成 27 年 4 月 1 日 一部修正

## 中間前金払制度の導入について

### 1 制度概要

中間前金払とは、既に前払金を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合において、施工の中間時期に請負金額の 10 分の 2 までの金額を追加して支出する制度です。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、**受注者**と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

### 2 対象となる工事

中間前金払の対象となるのは、請負代金が 300 万円以上である建設工事です。

### 3 支払の条件

中間前払金の支払いを受けるためには、上記 2 に該当する工事のうち次の条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 前払金の請求をし、かつ、その支払いを受けていること。
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けていること。

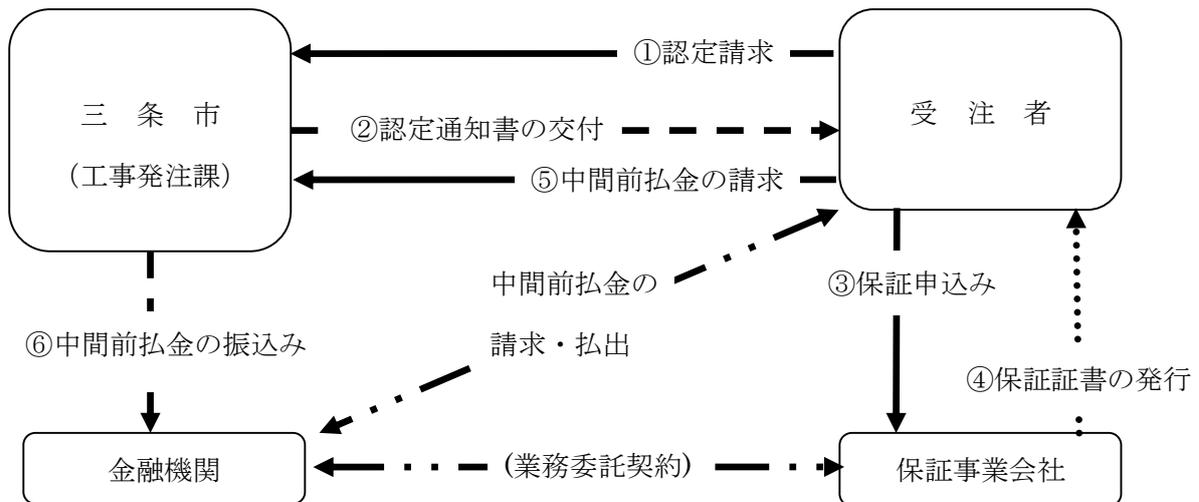
### 4 支払割合

工事請負代金の額の 10 分の 2 以内の額とします。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計金額が請負代金の額の 10 分の 6 を超えることはできません。

### 5 実施時期

平成21年7月1日から実施します。

## 6 中間前払金の支払事務処理について



### ① 認定請求

受注者から、市（工事発注課）に中間前払金認定請求書の提出があります。

※中間前払金認定請求書の添付書類

- ・工事履行状況報告書、~~工事の進捗状況を示した工程表、工事写真(着手前、現況)~~

※中間前払金制度の一層の活用促進を図るため、平成27年4月1日以降に契約を締結する案件について、「工事の進捗状況を表示した工程表」及び「工事写真（着手前、現況）」の提出を不要とします。

### ② 認定調査

市（工事発注課）は、速やかに中間前払金の支払要件を満たしているかどうかを監督員から確認してもらい、認定調査の結果、支払要件を満たしている場合は、中間前払金認定通知書を交付します。

※中間前払金認定通知書を受注者に交付する前に、中間前払金認定通知書をスキャナーでスキャンしてデータを保存してください。支出命令のときの添付書類として使用します。

### ③ 保証申込み

受注者は、中間前払金認定通知書を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

### ④ 保証証書の発行

受注者は、市から交付された中間前払金認定通知書により、保証事業会社と前払金保

証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼します。

**⑤ 中間前払金の請求**

受注者から、請求書（市の指定する様式）に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、市（工事発注課）に提出されます。

**⑥ 中間前払金の振込み**

市（工事発注課）は、受注者から中間前払金の請求を受けた後、支出命令の事務処理をして請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。

※支出命令時の添付書類

- ・ 中間前金払請求書、中間前払金認定請求書（決裁済みのもの）、中間前払金認定通知書（業者に交付したもの）、中間前払金保証書（原本）